令和7年度　児童福祉行政指導監査（保育所・特別監査）　状況一覧

実施担当課名：西部総合事務所県民福祉局　子ども家庭課

市町村名	施設種別	公立 私立 の別	施設名 （設置主体）	監査の 種類	実施 年月日	実地・ 書面 の別	文書指摘事項	改善状況
－	保育所	私立	－	指導監査 （特別）	－	－	・保育所保育指針にある保育所の社会的責任を認識し、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重し、保育にあたること。 ・虐待行為及び不適切な行為が発生した状況の確認及び原因分析を行い、課題を明確にするとともに、再発防止に向けた取組み内容について検討を行い実施すること。	（1）0歳児保育の体制、経験不足 0歳児保育は経験者でないとわからないことが多いため、0歳児保育を経験した保育士が、主となる保育士を育てていくような体制を作っていく。 （2）職員間の連携（役割の確認） 誰が不在でも一人の職員に負担がかからないように役割分担をしっかり行い、フリーの保育士もフォローに入るようにする。 （3）職員体制、人事管理 職員のストレスチェックを行い、ストレスを抱えている職員には面談を行っていく。 （4）職員間の連携（職員間のコミュニケーション） 園内でミニ公開保育を行い、他クラスの職員が入って客観的に意見を言ったり、褒めたりし、なんでも言い合える関係性を作っていく。 （5）保育の認識のずれ いろんな年齢層の職員で集まり、グループワークを行う研修の機会を持つ。 （6）環境整備 0歳児保育は、月齢に応じて環境構成を変えていく必要があり、その時の子どもの状況を見ながら子どもの成長に合わせて環境構成を変化させていく。（なかなか眠れない子はベビーカーで散歩に行くなど） （7）虐待・不適切保育の認識（個人） 人権保育、不適切保育について、具体的な事例を挙げて繰り返し研修を行い、一人一人が人権意識について振り返り、全体で話し合う機会を持つ。（研修実施済み。今後も継続して行う。） （8）虐待・不適切保育の認識（組織） 組織全体でも、”子どもの人権を守る”、”虐待防止”を念頭にガイドライン、チェック表等子ども家庭庁、文科省、全国保育士会等発行の資料、ガイドラインを参考にし、研修、話し合い等を行い、虐待防止に向け知見の集積を図る。 （9）相談連絡体制の整備 マニュアルやチェック表を一人一人が持ち、いつでも確認できるようにし、虐待、不適切な保育が疑われる行為を発見したときは、まず園長に報告するという流れを全職員が周知するようにする。定期的にマニュアルの見直しを行う。